

業員側モ之レヲ諒トシテ七日午前四時別記「三」覺書ノ通リ  
 田滿解決セリ  
 七警察事故  
 ナシ

右及申(通)報候也

別記(一)

物價騰貴ノ折リ願クハ左記ノ條項來ル五月二十日ヨリ却高配却實施相成度茲ニ  
 改メテ一同運署ノ上右數額ニ及候也  
 一ニ十五才以上ノ者ニ對シテハ即時一月五十錢ヲ果額支給シ併セテ二十五才  
 以後ノ果給額ヲ加給セラレタシ  
 一以年功加俸ハ一年ニ對シテ一月支給制度ヲ即時復活年功ニ依ル加俸額ヲ即時給  
 付セラレタシ  
 一ニ日給者ニシテ五ヶ年以上ノ者ハ月給ニスルトノ口約束施ノコト  
 一ニ精勤年當月ニ月ヲ復活スルコト  
 一ニ病氣缺勤及ヒ忌引中ノ場合ハ年代ト同様月給額並ニ休日ヲ支給スルコト  
 一ニ徹夜勤手當ハ一日分ノ日給支給スルコト  
 一ニ今回ノ増給ハ二割増ニセラレタシ  
 一ニ今回ノ増給ニ對シテハ犧牲者ヲ絶対ニ出ササルコト  
 星 野 雅 雄  
 外ニ百十五名 連署

數 願 書

別記(二)

一ニ賃銀三割即時引上ケラレタシ(最高月給ニ三〇〇錢、月給八四円平均一八〇)

一ニ年功加俸一年一月、旧制度ニ復活セラレタシ

一ニ昭和五年迄ハ入店二年ニシテ毎月二回ノ加俸一年増毎二回ヲ加ハ十円  
 マテ、制度アリシカ不況ノ為メ入店五年ニシテ一月五十錢順次五十錢ヲ  
 加ハ五円マテト改正)

一ニ月五十錢未滿ノモノニ對シテハ即時一月七十錢ニセラレタシ

數 願 書

外ニ百十五名 連署